

議案第 8 号

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 8 月 31 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 26 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状
を有する者

第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と
認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。